

**改正**

平成24年6月12日告示第107号

平成25年3月29日告示第33号

平成27年11月19日告示第133号

五島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、**小児慢性**特定疾病対策総合支援事業の実施について（平成27年5月28日付け雇児発第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙の**小児慢性**特定疾病対策総合支援事業実施要綱に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項の規定により医療費支給認定を受けた者（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、**日常生活上の便宜を図る**ための用具（以下「日常生活用具」という。）を給付する小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(日常生活用具の種目及び対象者)

**第2条** この事業の対象となる日常生活用具は、別表第1の種目の欄に掲げる日常生活用具であつて、当該種目の欄に掲げる日常生活用具の区分に応じ、それぞれ同表の性能等の欄に規定する性能を有するものとする。

2 この事業の対象者は、次の各号の全てに該当する在宅の小児慢性特定疾病児童等であつて、給付を受けようとする日常生活用具の種目に応じ、別表第1の対象者の欄に規定するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により五島市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者であること。

(給付の申請)

**第3条** 日常生活用具の給付を受けようとする小児慢性特定疾病児童等（以下「対象者」という。）の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

(2) 給付を受けようとする日常生活用具の見積書

(3) 対象者の扶養義務者の前年分の所得税額又は当該年度分の市町村民税額（1月から6月までの間に申請する場合にあっては、前々年分の所得税額又は前年度分の市町村民税額）を証する書類。ただし、対象者の扶養義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する場合にあっては、生活保護受給者証の写し

2 前項第3号の規定にかかわらず、市長は、同号の規定による申請書に添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿によって確認することができるとき、又は当該書類が同一年度内において既に提出されており、かつ、その内容に変更がないことを確認できるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（給付の決定）

**第4条** 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、実態を調査して速やかに小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成し、日常生活用具の給付の要否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により日常生活用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により日常生活用具の給付を行わないことを決定したときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（給付の制限）

**第5条** 既に給付を受けている日常生活用具と同一種目の日常生活用具の再給付に係る申請については、前回の給付日から別表第1の種目の欄に掲げる日常生活用具の区分に応じ、それぞれ同表の耐用年数の欄に規定する年数を経過するまでの間は、給付の対象外とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、紫外線カットクリームの給付は、対象者1人に対し、同一年度において1回を限度とする。

（日常生活用具の給付）

**第6条** 日常生活用具の給付は、市が適当と認めた業者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 第4条第2項の規定により日常生活用具の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、給付券に記載された有効期限までに業者に給付券を提出して日常生活用具の給付を受けるも

のとする。

(費用の負担)

**第7条** 受給者は、日常生活用具の給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「自己負担額」という。）を負担しなければならない。

(1) 日常生活用具の給付に要する費用が別表第1の種目の欄に掲げる日常生活用具の区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に定める額（以下「基準額」という。）を超える場合 当該超える額と別表第2に定める基準により算定した額との合計額

(2) 日常生活用具の給付に要する費用が基準額を超えない場合 別表第2に定める基準により算定した額

2 受給者は、日常生活用具の給付を受ける際に、業者に対し、自己負担額を支払うものとする。

(日常生活用具の管理)

**第8条** 受給者は、給付を受けた日常生活用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 市長は、受給者が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月12日告示第107号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第33号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月19日告示第133号）

この告示は、平成27年11月19日から施行し、平成27年度の予算に係る小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業から適用する。

**別表第1**（第2条、第5条、第7条関係）

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
----	-----	-----	------	-----

便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）	8年	4,810円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡（じよくそう）の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,170円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	163,300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	166,320円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	64,800円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	97,200円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので	5年	72,360円

	い者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの		
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,200円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	5年	76,030円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,130円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	60,910円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	2年	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの		40,820円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	38,880円
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	5年	170,100円
ストーマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの		111,460円
ストーマ装具	人工膀胱を造設し	小児慢性特定疾病児童等又は介		146,450円

(蓄尿袋)	た者	助者が容易に使用し得るもの		
人工鼻	人工呼吸器の装着 又は気管切開が必 要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介 助者が容易に使用し得るもの		126,360円

別表第2 (第7条関係)

負担基準額表

階層区分	世帯の階層 (細) 区分		負担基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C階層	A階層及びD階層を 除き当該年度分の市 町村民税課税世帯で あって、その市町村 民税の額の区分が次 の区分に該当する世 帯	均等割の額のみ (所 得割の額のない世 帯)	C 1 階層 2,250	230
		所得割の額のある世 帯	C 2 階層 2,900	290
D階層	A階層及びB階層を 除き前年分の所得税 課税世帯であって、 その所得税の額の区 分が次の区分に該当 する世帯	所得税の年額が 2,400円以下	D 1 階層 3,450	350
		2,401～ 4,800円	D 2 階層 3,800	380
		4,801～ 8,400円	D 3 階層 4,250	430
		8,401～ 12,000円	D 4 階層 4,700	470
		12,001～ 16,200円	D 5 階層 5,500	550
		16,201～	D 6 階層 6,250	630

		21,000円			
		21,001～ 46,200円	D 7階層	8,100	810
		46,201～ 60,000円	D 8階層	9,350	940
		60,001～ 78,000円	D 9階層	11,550	1,160
		78,001～ 100,500円	D10階層	13,750	1,380
		100,501～ 190,000円	D11階層	17,850	1,790
		190,001～ 299,500円	D12階層	22,000	2,200
		299,501～ 831,900円	D13階層	26,150	2,620
		831,901～ 1,467,000円	D14階層	40,350	4,040
		1,467,001～ 1,632,000円	D15階層	42,500	4,250
		1,632,001～ 2,302,900円	D16階層	51,450	5,150
		2,302,901～ 3,117,000円	D17階層	61,250	6,130
		3,117,001～ 4,173,000円	D18階層	71,900	7,190
		4,173,001円以上	D19階層	全額	左の負担基準 月額の10%。 ただし、その 額が8,560円

					に満たない場合は、8,560円
--	--	--	--	--	-----------------

備考 負担月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に負担基準額表の適用を受ける場合は、その月の自己負担額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、負担月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて負担月額を決定するものとする。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)